

刈谷市高齢者配食サービス（一般食） 【マルヒ食品】



使い捨て容器です。
キザミ食・おかゆ対応していません。

利用日：火・木・金
電話：21-1430
(刈谷市宝町)

配達可能地域

寺横町、銀座、広小路、新栄町、東陽町、寿町、
大手町、高松町、住吉町、田町、熊野町、八幡町、
宝町、高津波町、高倉町、原崎町、矢場町、丸田町、
山池町、小山町、新田町、中手町、日高町、稲場町、
新富町、池田町、青山町、東新町、恩田町、
下重原町、重原本町、神田町、一色町、八軒町、
幸町、中山町、相生町、桜町、神明町、昭和町、
南桜町、若松町

利用上の注意点

この事業での無料試食の提供はありません。



①料金支払い

- ・1食600円（利用者負担は300円）
- ・支払い方法は業者と決めてください。（都度払い・前払い・後払い）

②配達時間

おおむね午後4時～午後6時の間に配達をします。

弁当は、自宅にて本人に直接手渡しです。

※手渡しによる安否確認をします。置いておくことはできません。

③業者の変更

業者を変更したい場合は、毎月15日までに社会福祉協議会へ連絡してください。翌月から業者変更ができます。

ただし、業者変更は原則として3か月利用後が目安となります。

④キャンセル及び休止・終了について

キャンセルは、前日の午後3時までに社会福祉協議会または業者まで電話連絡してください。

※前日が休日・祝日の場合は業者へ直接キャンセルの連絡をしてください。

●休止とは、旅行・入院など長期に不在になる場合に一時的に利用をやめることをいいます。休止の連絡または再開希望は、事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。休止期間が**6か月を超えた場合は、新たに申請が必要**となります。

●終了とは、今後のサービスの利用を希望しない意思を表示したうえで利用をやめることをいいます。事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。利用終了者の再開は、新たに申請が必要となります。

※不在（受取できない等）の連絡がない場合、利用者負担額として1食分（300円）の料金をいただきます。ご了承ください

申請先：刈谷市役所長寿課 電話 62-1063

問合せ先：刈谷市社会福祉協議会生活支援課

電話 23-1600（権利擁護係）